



# 栃木県公報

令和6(2024)年  
1月12日(金)  
第470号

## 目 次

### 告 示

○全国歯科医師国民健康保険組合規約の変更の認可	28
○地域森林計画の公表	28
○地域森林計画の変更の公表	28
○予定保安林	29
○土地改良区定款変更の認可	29
○県営土地改良事業計画変更の決定	29
○土砂災害警戒区域の指定に関する告示の一部改正	30
○同	30
○同	31
○同	31
○同	32
○同	33
○同	33
○同	34
○同	34
○土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示の一部改正	35
○同	35
○同	36
○同	37
○同	37
○同	38
○同	39
○同	39
○同	40
○土砂災害警戒区域の指定	40
○同	41
○同	41
○同	41
○同	42
○土砂災害特別警戒区域の指定	42
○同	42
○同	43
○同	43
○同	44

### 公 告

○令和6(2024)年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集	44
○土地改良区役員の就任	46
○公共測量の実施	46

○公共測量の実施..... 46  
 ○公共測量の終了..... 46  
 ○同..... 47  
 ○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更..... 47

調達等公告

○入札公告..... 48

告 示

栃木県告示第12号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、全国歯科医師国民健康保険組合規約の変更を認可したので、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第7条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6（2024）年1月12日

栃木県知事 福田 富一

1 変更事項

組合の地区

次の地区を追加する。

茨城県のうちひたちなか市並びに東京都のうち豊島区、北区及び品川区

2 認可年月日

令和5（2023）年12月26日

（国保医療課）

栃木県告示第13号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてたので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

なお、地域森林計画は、栃木県環境森林部森林整備課及び所轄の環境森林事務所又は森林管理事務所において、一般の縦覧に供する。

令和6（2024）年1月12日

栃木県知事 福田 富一

森林計画区 の名称	計 画 期 間	計 画 対 象 区 域	所轄の環境森林事務所 又は森林管理事務所
鬼 怒 川	令和6（2024）年4月1日から 令和16（2034）年3月31日まで	日光市の区域	県西環境森林事務所
		宇都宮市、真岡市、上三川町、益子町、市貝町及び芳賀町の区域	県東環境森林事務所
		高根沢町の区域	矢板森林管理事務所

栃木県告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

なお、変更後の地域森林計画は、栃木県環境森林部森林整備課及び所轄の環境森林事務所又は森林管理事務所において、一般の縦覧に供する。

令和6（2024）年1月12日

栃木県知事 福田 富一

森林計画区 の名称	計 画 期 間	計 画 対 象 区 域	所轄の環境森林事務所 又は森林管理事務所
渡良瀬川	令和4(2022)年4月1日から 令和14(2032)年3月31日まで	鹿沼市の区域	県西環境森林事務所
		足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町及び野木町の区域	県南環境森林事務所
那珂川	令和3(2021)年4月1日から 令和13(2031)年3月31日まで	茂木町の区域	県東環境森林事務所
		大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那須町及び那珂川町の区域	県北環境森林事務所
		矢板市、さくら市及び塩谷町の区域	矢板森林管理事務所

栃木県告示第15号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿沼市中粕尾字宇津野1448、1459
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇津野1448（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第16号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認 可 年 月 日
大田原市土地改良区	令和5(2023)年12月25日

栃木県告示第17号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営馬頭中部地区土地改良（区画整理）事業	令和6(2024)年1月15日から同年2月9日まで	令和6(2024)年2月26日	塩谷南那須農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第18号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成17年栃木県告示第796号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宇都宮市白沢町304-I-001	略	略	宇都宮市白沢町304-I-001	略	略
			宇都宮市中岡本町304-I-002	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
略			略		

栃木県告示第19号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成18年栃木県告示第223号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		

那須塩原市金沢7701	略	略	那須塩原市金沢7701	略	略
			那須塩原市塩原7703	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
略			略		

栃木県告示第20号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成20年栃木県告示第97号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		
足利市西宮町202-I-038	略	略	足利市西宮町202-I-038	略	略
			足利市田中町202-I-041	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
略			略		
足利市本城三丁目202-I-045	略	略	足利市本城三丁目202-I-045	略	略
			足利市本城一丁目202-I-048	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
			足利市助戸東山町202-I-050	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
			足利市助戸東山町202-I-052	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
略			略		

栃木県告示第21号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成21年栃木県告示第119号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		
那須町大字湯本407-I-004	略	略	那須町大字湯本407-I-004	略	略
			那須町大字湯本407-I-005	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
略			略		
那須町大字湯本407-I-010	略	略	那須町大字湯本407-I-010	略	略
			那須町大字湯本407-I-011	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
略			略		

栃木県告示第22号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成23年栃木県告示第176号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		
足利市小俣町202-II-001	略	略	足利市小俣町202-II-001	略	略
			足利市借宿町202-II-002	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
			足利市田中町202-II-003	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
略			略		

足利市小俣町 202-II-121	略	略	足利市小俣町 202-II-121	略	略
			足利市借宿町 202-II-1000	別紙図面のと おり。(図面 省略)	急傾斜地の崩壊
略			略		

栃木県告示第23号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成29年栃木県告示第438号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
足利市八柵町 202-I-020	略	略	足利市八柵町 202-I-020	略	略
			足利市田島町 202-I-030	別紙図面のと おり。(図面 省略)	急傾斜地の崩壊
略			略		

栃木県告示第24号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（令和2年栃木県告示第657号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
市貝町市塙 344-II-1025	略	略	市貝町市塙 344-II-1025	略	略
			市貝町椎谷 344-II-1026	別紙図面のと おり。(図面 省略)	急傾斜地の崩壊

略

略

栃木県告示第25号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（令和3年栃木県告示第356号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6（2024）年1月12日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		
足利市田中町 202-I-040	略	略	足利市田中町 202-I-040	略	略
			足利市本城三丁目 202-I-042	別紙図面のとおり。 ( <u>図面省略</u> )	急傾斜地の崩壊
略			略		
足利市五十部町 202-I-056	略	略	足利市五十部町 202-I-056	略	略
			足利市五十部町 202-I-057	別紙図面のとおり。 ( <u>図面省略</u> )	急傾斜地の崩壊
略			略		

栃木県告示第26号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（令和4年栃木県告示第184号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6（2024）年1月12日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
那須町湯本 407-I-006	略	略	那須町湯本 407-I-006	略	略
			那須町湯本 407-I-008	別紙図面のとおり。 ( <u>図面省略</u> )	急傾斜地の崩壊

	(省略)
略	略

栃木県告示第27号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成17年栃木県告示第797号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
宇都宮市白沢町304-I-001	略	略	略	宇都宮市白沢町304-I-001	略	略	略
				宇都宮市中岡本町304-I-002	別紙図面のとおりに。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに。(図面省略)
略				略			

栃木県告示第28号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成18年栃木県告示第224号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
那須塩原市金沢7701	略	略	略	那須塩原市金沢7701	略	略	略

				那須塩原市塩原7703	別紙図面のとおりに。(図面省略)	土石流	別紙図面のとおりに。(図面省略)
略				略			

栃木県告示第29号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成20年栃木県告示第99号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6（2024）年1月12日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
足利市西宮町202-I-038	略	略	略	足利市西宮町202-I-038	略	略	略
				足利市田中町202-I-041	別紙図面のとおりに。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに。(図面省略)
略				略			
足利市本城三丁目202-I-045	略	略	略	足利市本城三丁目202-I-045	略	略	略
				足利市本城一丁目202-I-048	別紙図面のとおりに。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに。(図面省略)
				足利市助戸東山町202-I-050	別紙図面のとおりに。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに。(図面省略)
				足利市助戸東山町202-I-052	別紙図面のとおりに。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに。(図面省略)

略	略
---	---

栃木県告示第30号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成21年栃木県告示第121号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6（2024）年1月12日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
那須町大字湯本407-I-004	略	略	略	那須町大字湯本407-I-004	略	略	略
				那須町大字湯本407-I-005	別紙図面のとおりの。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりの。(図面省略)
略				略			
那須町大字湯本407-I-010	略	略	略	那須町大字湯本407-I-010	略	略	略
				那須町大字湯本407-I-011	別紙図面のとおりの。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりの。(図面省略)
略				略			

栃木県告示第31号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成23年栃木県告示第182号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6（2024）年1月12日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
			建築物に作用する				建築物に作用する
		土砂災害の	建築物に作用する			土砂災害の	建築物に作用する

区域の名称	指定の区域	発生原因となる自然現象の種類	と想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	発生原因となる自然現象の種類	と想定される衝撃に関する事項
略				略			
足利市小俣町 202-II-001	略	略	略	足利市小俣町 202-II-001	略	略	略
				足利市借宿町 202-II-002	別紙図面のとお り。(図 面省略)	急傾斜地の 崩壊	別紙図面 のとお り。(図 面省略)
				足利市田中町 202-II-003	別紙図面 のとお り。(図 面省略)	急傾斜地の 崩壊	別紙図面 のとお り。(図 面省略)
略				略			
足利市小俣町 202-II-121	略	略	略	足利市小俣町 202-II-121	略	略	略
				足利市借宿町 202-II-1000	別紙図面 のとお り。(図 面省略)	急傾斜地の 崩壊	別紙図面 のとお り。(図 面省略)
略				略			

栃木県告示第32号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成29年栃木県告示第440号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6（2024）年1月12日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
区域の名称	指定の区域	発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
足利市八柵町 202-I-020	略	略	略	足利市八柵町 202-I-020	略	略	略
				足利市田島町 202-I-030	別紙図面 のとお り。(図	急傾斜地の 崩壊	別紙図面 のとお り。(図

略	略	面省略)	面省略)
---	---	------	------

栃木県告示第33号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（令和2年栃木県告示第662号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6（2024）年1月12日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
市貝町市塙 344-II-1025	略	略	略	市貝町市塙 344-II-1025	略	略	略
				市貝町椎谷 344-II-1026	別紙図面のとお り。(図 面省略)	急傾斜地の 崩壊	別紙図面 のとお り。(図 面省略)
略				略			

栃木県告示第34号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（令和3年栃木県告示第358号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6（2024）年1月12日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
足利市田中町 202-I-040	略	略	略	足利市田中町 202-I-040	略	略	略

				足利市本城三丁目202-I-042	別紙図面のとおりに。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに。(図面省略)
略				略			
足利市五十部町202-I-056	略	略	略	足利市五十部町202-I-056	略	略	略
				足利市五十部町202-I-057	別紙図面のとおりに。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに。(図面省略)
略				略			

栃木県告示第35号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（令和4年栃木県告示第188号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
那須町湯本407-I-006	略	略	略	那須町湯本407-I-006	略	略	略
				那須町湯本407-I-008	別紙図面のとおりに。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに。(図面省略)
略				略			

栃木県告示第36号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県宇都宮土木事務所及び宇都宮市役所において縦覧に供する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宇都宮市中岡本町304-I-002	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

**栃木県告示第37号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県安足土木事務所及び足利市役所において縦覧に供する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
足利市田島町202-I-030	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
足利市田中町202-I-041	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
足利市本城三丁目202-I-042	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
足利市本城一丁目202-I-048	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
足利市助戸東山町202-I-050	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
足利市助戸東山町202-I-052	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
足利市五十部町202-I-057	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
足利市借宿町202-II-002	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
足利市田中町202-II-003	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
足利市借宿町202-II-1000	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

**栃木県告示第38号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県大田原土木事務所及び那須塩原市役所において縦覧に供する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
那須塩原市塩原7703	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流

**栃木県告示第39号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県真岡土木事務所及び市貝町役場において縦覧に供する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
市貝町椎谷344-II-1026	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

**栃木県告示第40号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県大田原土木事務所及び那須町役場において縦覧に供する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
那須町湯本407-I-005	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須町湯本407-I-008	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須町湯本407-I-011	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

**栃木県告示第41号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県宇都宮土木事務所及び宇都宮市役所において縦覧に供する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
宇都宮市中岡本町304-I-002	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。(図面省略)

**栃木県告示第42号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県安足土木事務所及び足利市役所において縦覧に供する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
足利市田島町202-I-030	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。(図面省略)

足利市田中町202- I -041	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
足利市本城三丁目202- I -042	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
足利市本城一丁目202- I -048	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
足利市助戸東山町202- I -050	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
足利市助戸東山町202- I -052	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
足利市五十部町202- I -057	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
足利市借宿町202- II -002	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
足利市田中町202- II -003	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
足利市借宿町202- II -1000	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)

栃木県告示第43号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県大田原土木事務所及び那須塩原市役所において縦覧に供する。

令和 6 (2024) 年 1 月 12 日

栃木県知事 福 田 富 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
那須塩原市塩原7703	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)

栃木県告示第44号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県真岡土木事務所及び市貝町役場において縦覧に供する。

令和 6 (2024) 年 1 月 12 日

栃木県知事 福 田 富 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

市貝町椎谷344-II-1026	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
------------------	---------------------	---------	---------------------

## 栃木県告示第45号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県大田原土木事務所及び那須町役場において縦覧に供する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
那須町湯本407-I-005	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須町湯本407-I-008	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須町湯本407-I-011	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)

(砂防水資源課)

## 公 告

## ○令和6(2024)年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集

令和6(2024)年度に入校する栃木県立産業技術専門校訓練生を次のとおり募集するので、栃木県立産業技術専門校規則（昭和47年栃木県規則第36号）第9条の規定により公告する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

I

## 1 募集する訓練課程

普通職業訓練 普通課程（資格取得コース）（離転職者等対象）

学校名	訓練科名	訓練実施施設名及び所在地	訓練期間	入校月	定員 (人)
県立産業技術専門校	介護福祉士科	宇都宮短期大学 宇都宮市下荒針町長坂3829	2年	4月	2
		国際看護介護保育専門学校 宇都宮市大通り1-2-5	2年	4月	2
		栃木介護福祉士専門学校 宇都宮市宝木町2-988-5	2年	4月	4
		佐野日本大学短期大学 佐野市高萩町1297	2年	4月	2
		中央福祉医療専門学校 小山市土塔234-2	2年	4月	2

保育士科	作新学院大学女子短期大学部 宇都宮市竹下町908	2年	4月	2
	国際看護介護保育専門学校 宇都宮市大通り1-2-5	2年	4月	2
	國學院大學栃木短期大学 栃木市平井町608	2年	4月	2
	佐野日本大学短期大学 佐野市高萩町1297	2年	4月	3
	足利短期大学 足利市本城3-2120	2年	4月	2
栄養士科	佐野日本大学短期大学 佐野市高萩町1297	2年	4月	6
情報処理科	国際情報ビジネス専門学校 宇都宮市大通り1-2-5	2年	4月	2
	宇都宮ビジネス電子専門学校 宇都宮市大寛1-1-1	2年	4月	2
	大原簿記情報ビジネス医療専門学校 宇都宮市東宿郷2-5-4	2年	4月	2
准看護師科	宇都宮市医療保健事業団附属宇都宮 准看護校等専修学校 宇都宮市竹林町968	2年	4月	2
	足利市医師会付属准看護学校 足利市本城3-2022-1	2年	4月	2

注) 全ての訓練科について短期大学、専門学校又は各種学校に委託して実施する。

2 その他

- (1) 令和6(2024)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合は、変更等を行うことがある。
- (2) 応募書類は各公共職業安定所で配付する。
- (3) 募集についての不明な点は、県立県央産業技術専門校(電話028-689-6374)に問い合わせること。

II

1 募集する訓練課程

普通職業訓練 短期課程(施設内コース)

2 募集予定人員

産業技術専門校名	所在地等	訓練科名	訓練期間	入校月	定員
県北産業技術専門校	〒325-0001 那須郡那須町大字高久甲 5226-24 電話 0287-64-4000	セレクトスキル科	6か月	4月・10月	人 各15
		マルチスキル科	1年	4月	5
		電気設備科	1年	4月	15
		おもてなし観光科	6か月	4月・10月	各10
県南産業技術専門校	〒329-4214 足利市多田木町76 電話 0284-91-0803	セレクトスキル科	6か月	4月・10月	各10
		溶接板金科	6か月	4月・7月・ 10月・1月	各5

		電気設備科	1年	4月	15
--	--	-------	----	----	----

3 その他

募集について不明な点は、県立県北・県南産業技術専門校に問い合わせること。

(労働政策課)

○土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6（2024）年1月12日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
佐野市土地改良区	監事		新井 勲	佐野市船津川町901		令和5(2023).12.8

(農地整備課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、下都賀農業振興事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年1月12日

栃木県知事 福田 富一

- 作業種類  
公共測量（基準点設置・測量）
- 作業地域  
下野市薬師寺・柴地内
- 作業期間  
令和5（2023）年8月24日から令和6（2024）年3月15日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、茂木町長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年1月12日

栃木県知事 福田 富一

- 作業種類  
公共測量 デジタル航空写真（地上画素寸法11.5cm）
- 作業地域  
茂木町全域
- 作業期間  
令和5（2023）年12月1日から令和6（2024）年3月25日まで

○公共測量の終了

令和4（2022）年8月16日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法

律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、真岡市中郷・萩田土地区画整理組合理事長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

- 作業種類  
公共測量(基準点測量、出来形確認測量)
- 作業地域  
真岡市内
- 作業期間  
令和4(2022)年8月3日から令和5(2023)年10月12日まで

#### ○公共測量の終了

令和5(2023)年12月19日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、関東農政局栃木南部農業水利事業所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

- 作業種類  
公共測量(用地測量)
- 作業地域  
小山市大字塩沢地内 外
- 作業期間  
令和5(2023)年8月1日から同年12月11日まで

(監理課)

#### ○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例(昭和25年栃木県条例第46号) 第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は名称
令和5(2023)年 12月7日	(廃止)	日光市瀬川1170-1 ファミリーマート日光瀬川 店	(株)ファミリーマート
令和5(2023)年 12月14日		矢板市片岡1160-2 ファミリーマート矢板イン ター店	
令和6(2024)年 1月18日	日光市塩野室町745-1 他 2筆 ファミリーマート日光塩野 室店	(新規)	(有) T&N

(会計局会計管理課)

## 調達等公告

### ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6(2024)年1月12日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

栃木県北第2別館外4施設で使用する電気(低圧電力) 予定使用電力量 66,600kWh

##### (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

##### (3) 納入期間 令和6(2024)年4月検針日から令和7(2025)年4月検針日前日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

##### (4) 納入場所

栃木県北第2別館外4施設(詳細は、仕様書による。)

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

##### (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

##### (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

##### (3) 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

##### (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

##### (5) 1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

##### (6) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示している者であること。

##### (7) (6)の開示方法を明示し、かつ、二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。

#### 3 入札の手続等

##### (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20

栃木県経営管理部管財課管理担当 電話 028-623-2075

##### (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和6(2024)年1月12日(金)から同月23日(火)まで入札情報システム上で公開する。

なお、来庁による交付の場合は、同期間(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

##### (3) 入札及び開札の日時及び場所

###### ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和6(2024)年2月5日(月)午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。(ただし、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあっては、(1)の場所に書留郵便で郵送すること。)

###### イ 開札の日時及び場所

令和6(2024)年2月6日(火)午後2時 栃木県本庁舎本館3階管財課

##### (4) 入札方法 総価で入札に付する。

##### (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、そ

の端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法

令和6(2024)年1月12日(金)から同月24日(水)午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。(ただし、紙入札者にあつては、(1)の場所に同月24日(水)午後4時までに書留郵便で郵送すること。)

イ 確認結果の通知

令和6(2024)年1月29日(月)までに通知する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効

ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年3月26日付け会管第460号)第19条に掲げる入札に係る入札書

オ 紙入札者の入札書で提出期限までに指定した場所に到着しない入札書

(4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) その他

ア 令和6(2024)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

(管財課)